

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union



平成26年度再任用募集始まる 再任用者の4級格付け実現へ

	通知日
東北	7月16日
北陸	7月4日
関東	7月4日
中部	7月9日
近畿	7月8日
中国	7月4日
四国	7月3日
九州	7月2日
地理	7月4日

平成二六年度募集要項で従来と比較して大きく変更されているのが、格付けです。これまで再任用者の格付けは、三級格付けが最高位級でしたが、来年度採用者からは、四級格付けも可能な「募集要項」になっています。

義務的再任用による全員常時勤務 本省は、地整に責任転嫁 地整は、「週4日勤務」でお茶を濁す

再任用の平成二六年度募集要項が各地方整備局で公表され、再任用者の募集が始まりました。全国の「要項」を見てみますと、各地整とも四級格付けを表記し、来年度からの四級発令を示唆しています。しかし、義務的再任用による「常時勤務（フルタイム勤務）」については、採用せず、「週4日勤務」でお茶を濁そうとしています。

勤務地の記載は、各地整でばらつき

これまでの経験や能力を生かすため、さらに、地域住民サービス向上を図るため、ユニオンは再任用者の出張所勤務を強く要求してきましたが、「募集要項」では、「勤務官署について」「事務所本所」として出張所勤務を排除している地整、東北・北



陸・中部・九州、「事務所」として出張所勤務を排除していない地整、関東・近畿・中国・四国、となっています。

これは、ユニオンが長年、働きがいのある業務や処遇の改善を求めてきた結果です。今後は、四級発令を

「差別・情実」に使わせないため、発令の「基準」を透明・公平にさせていくことが大切です。

平成二六年度採用者から四日勤務の実施

勤務形態については、「義務的再任用制度」の趣旨からして、希望者は全員常時勤務とするべきです。本省は任命権者の判断としていますが、各地整の募集要項は「常時勤務または、週三〜四日の短時間勤務」と昨年と同じですが、「東北地整の「要項」では、「公的年金の支給開始年齢に達する年度までは、原則週四日勤務とする。」と記載されていることや、

九州で平成二六年度募集から週四日勤務を募集していること。さらに、「常時勤務でなく週四日勤務採用」と再任用説明会などで説明されていること（内容は二面最下段）から、平成二五年度再任用者までは週三日勤務、平成二六年度再任用者は「常時勤務は実施せず、週四日勤務」でお茶を濁す。意図がうかがわれます。

このままだと 義務的再任用が形骸化

二〇一一年人事院が「定年延長」の意見具申、政府はこれを無視し「義務的再任用制度」を強行したもの、総賃金抑制の中で定削・新採確保の壁に当たり、「義務的再任用」は、形骸化への一途をたどりつつあります。さらに、私たちの職場では、旧建設省時代から、連年に渡る大幅な定員削減を強行され、当局はそれを唯々諾々と受け入れ、職員を差別するため、結果的に現在のような定

員も定数も足りないという状況を作り出しています。ユニオンは、これまでに国土交通省や総務省・人事院に対して「勤務延長」「希望者全員の採用」「再任用は別定数」「誇りと働きがいの持てる職場環境の確立」「他省庁並みの格付け」を要求して署名活動や交渉・折衝を実施してきました。他省庁では、常時勤務採用も行われています。国交省での実施を求めて引き続きがんばりましょう。

支給ベースの勧告を行え！ 特例法延長を許すな！ 管理職員にも超勤支給を行え！

管理職員の切実な声を背景に各支部人事院地方事務局交渉実施

人事院交渉日	
東北	7月8日
北陸	7月18日
関東	7月11日
中部	7月19日
近畿	7月5日
中国	7月3日
四国	7月31日
九州	7月19日
地理	7月10日

現在、国土交通省管理職ユニオンは、「特例法による給与削減を回復する措置」「二〇一三年度人勤は削減された給与と比較し、その差の勧告」「賃金の年齢差別解消」「管理職員への超過勤務手当の支給」を求めて、四月より署名活動を組み、それを背景に人事院地方事務局交渉を実施しています。

中国支部は、七月三日人事院中国事務局交渉を実施しました。交渉の冒頭、山本委員長は、「職場の管理職等一〇二〇名から集約した」「国家公務員賃金の復元勧告と管理職員の超勤支給を求め署名」を提出し、①国家公務員賃金の復元勧告②管理職員の超過勤務手当の支給等々の追及をおこないました。

勧告に反映するよう強い要求があったと日本院に伝える 人事院中国地方事務局



近畿事務局交渉

近畿支部は、七月五日地方事務局交渉を実施しました。

管理職員狙い撃ちの賃金抑制働く意欲を奪う 片山近畿支部委員長

「今後問題意識はあり検討させていただきます」「管理職特別勤務手当は、ご指摘のようになり振り替える取組は現実的に厳しい実態は承った」等の回答を



行いました。

署名を提出する
中国支部山本委員長

交渉の冒頭、片山委員長より要求書並びに三三七名分の署名を提出後、「臨時特例法で毎年六〇万円を超える給付削減が行われてきた」と、権限を行使し、脱却の政策を打ち出す。今年一月からの段階的削減、代金の切り下げや抑制など、後半に異動抑制など、職員を狙った意欲を奪う。院内は、意欲を奪う。院内は、意欲を奪う。院内は、意欲を奪う。

特例法は憲法・国法違反、 削減された賃金の回復を強く要求する

堀井東北支部委員長

東北支部は七月八日東北事務局交渉を実施しました。交渉では、堀井東北支部委員長が「特例法は憲法・国法に違反し、六二五万人労働者に波及して一層経済を冷やませている。震災とは関係のない業務に削減されている。不当な削減された賃金を回復するよう、今年の勧告を強く要求する」と、管理職の超過勤務手当、再任用問題と併せて追及を行いました。

ることから、その存在意義を賭けて勧告されたいとの発言を行いました。これに対して、人事院は、「五〇歳代後半層における給与差は、相当程度存在。再任用は、人勤で何らかの形で触れていくことになる」と回答しました。

名（その他二五筆）を提出しました。

再任用説明会等での常時勤務の説明内容

- A地整
 - ・S28年度生は定数の関係から「週4日」の勤務形態です。
- B地整
 - ・検討したが、短時間勤務での募集になる。
- C地整
 - ・年齢構成から見て、若手職員を採用したいためハーフにせざるをえなかった。